

# 寄附の勧誘・要求をした者も処罰(公民権停止など)対象です

政治家の寄附が厳罰をもって禁止されました

## \*公職選挙法改正のポイント\*

### 1、政治家（候補者、候補者となるべき者の者）は寄附をすると処罰されます

政治家が選挙区内にいる者に対しても寄附をすると（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要なものを得ない実費の補償は除かれます）は、いかなる名義をもつてするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①・政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典（①や②であっても、選挙に関する場合や通常一般の社交の程度を超えてい場合は処罰されます）
- ②・政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすむことも罰則をもつて禁止されます。

選挙集会に関する実費の補償のうち、食事や食事料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

### 2、候補者が政治家に寄附の要求は処罰されます

政治家に対して、寄附を出すように勧誘や要求をすむことも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で寄附の勧誘や要求をすると処されます。

### 3、政治家の年賀状などのあいさつ状は禁じられます

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されます。

### 4、政治家や後援会の有料のあいさつ状は処罰されます

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（名刺広告など）を出すことじ禁止されます。なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めるのも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

### 5、後援会が花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的によつて行事や事業に関する寄附以外の寄附をするといふその時期のいかんを問わず、処罰されます。